

## デジタルを活用した企業誘致マーケティング事業運営業務委託 公募型プロポーザルにおける審査について

### (目的)

第1条 この基準は、「デジタルを活用した企業誘致マーケティング事業」運営業務委託に係るプロポーザルの審査について必要な事項を定めることを目的とする。

### (審査委員会)

第2条 審査は北九州市が設置する審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。  
2 委員会の委員の定数は、5人以内とする。

### (審査基準)

第3条 審査は、別紙に掲げる項目に関して行うものとする。  
2 各評価項目の合計点は、委員1人あたり50点とする。

### (審査評価及び採択)

第4条 審査は、前条に定める評価項目の各配点に応じた評価を委員が行うものとする。ただし、委員が所属する機関及びこれに類すると認められる機関から提出された事案については、当該委員は審査を行うことができない。  
2 委員会は前項の各委員の評価を基に総合的な評価を行い、合議により採択に適した案件を決定する。  
3 提案事業者が1者のみの場合は、合計評点が6割を超えていることを選定の基準とする。  
4 2者以上で委員の評価が同点となった場合は、別紙に掲げる項目のうち、重点項目及び最重点項目の合計点数によって決定する。

### (その他)

第5条 この基準に定めるほか、受託候補者の特定に必要とする事項については、審査委員会が定める。

### 付 則

この基準は令和6年11月1日に施行する。

## 審査方法

企画提案書により、評価表に基づいて総合的に審査を行う。審査にあたっては、評価項目ごとに以下に示す評価基準に従って5段階で評価を行い、評価点を基に審査員の合議により、最終的な業者の選定を行う。

## 評価項目

項番	評価項目	評価の視点
ア	基本コンセプト	① 全体を通しての基本方針・コンセプトがしっかりしているか ② 先進性や独自性があると言えるか
イ ※A	業務方針	① ホームページの閲覧数が増えるような提案事項になっているか ② 未来産業に関する企業からの問い合わせ増加に繋がる施策となっているか ③ ホームページ来訪者の連絡先を獲得出来るような施策になっているか ④ 本市誘致担当者からアプローチしやすい施策となっているか
ウ ※B	実施スケジュール・体制	① 報告書の提出や報告会等、業務遂行スケジュールに無理はないか ② 業務遂行に支障のない人員を確保できているか
エ ※B	報告書案	① 市が提示する項目について、適切に分析した報告書になっているか ② 現状のホームページの分析データが確認できるものになっているか
オ	同種・類似業務の実績	① デジタルマーケティング・類似業務の実績があるか

※A：イについては、最重点項目のため評価点×4とする。

※B：ウ、エについては、重点項目のため評価点×2とする。

## 評価基準

評価基準	評価点
要件を十分に満たしており、期待を大きく上回る提案である。	5 (10) 【20】
要件を十分に満たしており、期待を上回る提案である。	4 ( 8) 【16】
要件を満たしており、期待するレベルの提案である。	3 ( 6) 【12】
要件をほぼ満たしているが、期待を下回る提案である。	2 ( 4) 【 8】
要件を満たしていない。	0 ( 0) 【 0】

・( )内は項番ウ、エの評価点

・【 】内は項番イの評価点

※(5点×2項目) + (10点×2項目) + (20点×1項目) = 50点満点にて採点